

令和4年度第2回 和泉市地域密着型サービス運営協議会会議録

開催日時：令和5年2月9日（木曜日） 午後3時30分～

場 所：和泉市コミュニティセンター1階中集会室

出席者：【委員】佐藤職務代理、服部委員、谷上委員、溝川委員、河村委員、

山本委員、門林委員、松下委員、松阪委員、平田委員、高橋委員

【事務局】藤波高齢介護室長、井上介護保険担当課長、寺田総括主幹、中村総括主査、

【委託業者】株式会社関西計画技術研究所 大内

【事務局】	開会のあいさつ
【職務代理】	あいさつ
【事務局】	本日の出席状況のご報告をさせていただきます。 総委員数15名に対し、現時点での出席委員11名で、過半数出席いただいておりますので、本委員会規則第7条第2項の規定を満たしておりますので会議が成立することをご報告いたします。
【職務代理】	本日は傍聴の方はありますか。
【事務局】	いません。
【職務代理】	本日につきましても傍聴を認めておりますが、傍聴希望者がおられませんので、このまま進めてまいります。 それでは次第に沿って、順次進めて参ります。 まずは、次第1. 報告事項について、事務局より説明願います
【事務局】	資料1 「地域密着型施設運営等の状況」について報告
【職務代理】	ただ今、事務局よりご説明がございましたが、ご質問、ご意見等がありますか。 前回、第2圏域のピオラの待機者が20人だったのですが、今回は45人と。ずいぶん増えたということですね。
【A委員】	第2圏域、ピオラの待機者が45人となっています。人口が比較的多いのが第2圏域かと思えます。和泉府中には所在地が泉大津市の施設もありますね。需要と供給で言ったら、泉大津へ入る人もいるのですか。待機者がいるので、希望しても入れない、何か月たっても入れないとなった場合、現実問題としてどのように対応されているのでしょうか。
【事務局】	要介護になりますと、広域型の事業所であれば他市の方も利用は可能です。この会議もそうですが、地域密着型というのは原則市民が利用となり、ミニ特養といわれる29床以下のものは原則和泉市民が入るものになります。地域密着型の事業所になりますと、市民が優先となり、他市の方が利用となると、そこでないとだめだとか、そういう理由があって、他市に了解を得て使うという形になります。そうでないと、市民が使えなくなるという考え方になってしまいますので、地域密着型の利用は原則市民という考え方でやっております。以上です。
【職務代理】	ほかいかがでしょうか。 では質問もございませんので、次第2「その他」ということで、何かあれば、なにもございませんね。

	<p>では以上で議事は全て終了しました。ありがとうございました この後の進行は事務局にお願いします。</p>
【事務局】	<p>職務代理、委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。 これを持ちまして、令和4年度第2回和泉市地域密着型サービス運営委員会を終了 とさせていただきます。</p>